|  |
| --- |
| **いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける****「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務****（先端技術を****活用したシニア世代向けプログラム）に係る公募実施要領** |

大阪府では、2025年大阪・関西万博開催に向けて策定された、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」（2018年3月策定）で目標に掲げる「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現をめざし、本業務を実施します。

本業務については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

１　業務名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務

（先端技術を活用したシニア世代向けプログラム）

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして、2018年３月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。本ビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の２つを目標としている。

2025年大阪・関西万博の１年前を迎え、本業務では、シニア世代の方々に先端技術を活用したプログラムを体験いただくことで、加齢等により健康に影響が生じても、生涯を通じて多様な活動を続けられることを実感いただき、外出などに向けた意識・行動の変容、身体・認知機能の維持・改善、生きがい・やりがいの発見などにつなげていくことを目的とする。

さらに、この事業を通じ、シニア世代の「10歳若返り」に資するものの、広く認知されるには至っていないプログラムの普及につなげるとともに、府民の「いきいきと長く活躍できる『１０歳若返り』」の実現をめざす。

(2) 業務概要

加齢や病気、身体の衰えなどにより健康や日常生活に影響が生じても、生涯を通じて多様な活動を続けられることをシニア世代の方々に実感いただき、外出などに向けた意識・行動の変容、身体・認知機能の維持・改善、生きがい・やりがいの発見などにつながるプログラムを企画・実施すること（詳細については、仕様書を確認すること）。

(3) 委託上限額

 ４，０００，０００円（税込）

**２　スケジュール（案）**

　令和６年７月11日（木） 公募開始、業務説明会申込み・質問受付開始

　令和６年７月18日（木）　公募説明会（オンライン開催）

　令和６年７月23日（火）　午後５時　質問受付締切

　令和６年８月５日（月）　提案書類の受付開始

　令和６年８月９日（金） 　午後３時　提案書類の提出締切

　令和６年８月下旬頃　　　 選定委員会（プレゼンテーション審査）

　令和６年９月初旬頃　　　 契約締結・業務開始

　令和７年３月10日（月）　業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

公募要領「３　公募参加資格」を確認の上、「４(2) 応募書類」に記載の書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和６年７月11日（木）から令和６年８月９日（金）まで

イ　配布方法

　　　　企画室連携課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/kikaku_keikaku/inochi_v/inochi_6.html>）

からダウンロードできます。なお、郵送は行いません。

ウ　受付期間

　　　　令和６年８月５日（月）から令和６年８月９日（金）まで

　　　　（午前10時から午後５時まで。最終日は午後３時まで）

　　　　※応募書類の提出後、書類の補正を求めることがあります。この場合であっても、補正後の書類は令和６年８月９日（金）午後３時までにご提出ください。

　　エ　受付場所

　　　　大阪府政策企画部企画室連携課連携グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前２丁目１番22号　府庁本館３階

　　　　電話番号：06-6944-6118

　　オ　提出方法

　　　　書類は受付場所に持参もしくは郵送してください。但し、郵送による提出の場合は、書

類の補正期間を確保するため、８月７日（水）必着でお願いします。また、郵送の場合は、発送後に必ず電話連絡をお願いします。

（連絡先：大阪府政策企画部企画室連携課　06-6944-6118）

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部、副本９部）

　　　　※企画提案書を補足する資料については、様式自由

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本９部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本９部）

　　　　※今回提案するプログラムについて、過去（５年以内）に実証事業を実施したり、体験型イベントへ出展した実績を記載してください。特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。

　　オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）
4. 使用印鑑届（様式８：１部）

　　カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

　　キ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明をしてください。）

ク　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ケ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代

えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　コ　財務諸表の写し（１部：最近２カ年のもの、半期決算の場合は４期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　サ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　①常用雇用労働者数が40.0人以上の場合

　　　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　　　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

②常用雇用労働者数が40.0人未満の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の部数

　　①　正本１部

　　　・(2)に記載する書類全てを提出してください。

　　　・共同企業体での参加の場合、キ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

　　②　副本９部

　　　・(2)に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。

　　　・副本については、審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報　等）を黒塗りする等して、提出してください。

　　③　電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）　１部

　　　・(2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を保存して提出してください。また、イ～

エについては、記名・押印をしていない電子媒体も保存してください。

(4) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

　ア　応募書類はカラーとモノクロのどちらも可とします。

　イ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。

　ウ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルを記入してください。

　　　＜記入例＞

「『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務」提案書

　エ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

(1) 開催日時

令和６年７月18日（木）午後２時から３時まで

(2) 開催場所

Teamsのウェブ会議機能を使ったオンライン開催

(3) 申込方法

・参加希望者は、件名に「【「10歳若返り」プロジェクト説明会申込】」と明記して、電子メール（renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

・メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者の職・氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

　　 ※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

　　令和６年７月17日（水）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和６年７月23日（火）午後５時まで

(2)　提出方法

　 ア　電子メール（renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて受付を行います。

件名に【質問提出：「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務＜企業名＞】と明記し

てください。

　　イ　電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

　　（連絡先：大阪府政策企画部企画室連携課　06-6944-6118）

　　（土曜日及び日曜日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時の間を除く。）

ウ　質問への回答は企画室連携課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/kikaku_keikaku/inochi_v/inochi_6.html>）

に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います（応募者が多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります）。プレゼンテーション審査の日時は８月下旬を予定しており、事前に通知を行います。

　　プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は持込できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| １ | (1)業務目的及び内容の理解 | ・「10歳若返り」の定義、取組み分野や視点を踏まえているか | 5点 |
| (2)プログラムの内容 | ・外出などに向けた意識・行動の変容、身体・認知機能の維持・改善、生きがい・やりがいの発見などシニア世代の「10歳若返り」につながるプログラムとなっているか | 25点 |
| ・先端技術の活用により、高齢者施設等にいながら容易に取り組めるとともに、シニア世代の取組みの効果や意欲をより高めることが期待できるプログラムとなっているか | 15点 |
| ・プログラムの円滑な実施が見込める高齢者施設等が２か所以上提案されているか | 5点 |
| (3)効果検証 | ・プログラムの実施による効果を適切に検証できる方法が提案されているか | 10点 |
| (4)プログラムの普及 | ・他の高齢者施設等への普及が期待できるプログラムであり、普及に向け、高齢者施設等の経営者や職員をターゲットとした効果的な取組みが提案されているか | 15点 |
| ２ | 業務の実施体制の確保 | ・今回提案するプログラム（同様の技術を用いた類似のプログラムを含む）について、過去(５年以内)に実証事業を実施したり、体験型イベントへ出展した実績があるか | 5点 |
| ・業務を円滑に実施できる体制、スケジュールが提案されているか | 5点 |
| ３ | 障がい者雇用 | ・常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40.0人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているか | 5点 |
| ４ | 価格点 | (価格点の算定式)満点（10点）×提案価格のうち最低価格／提案者の提案価格 | 10点 |
|  | 合　　　　計 | 100点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を企画室連携課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/kikaku_keikaku/inochi_v/inochi_6.html>）

にて公表します。応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 公表内容は① ＊に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

1. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3)　契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求

を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を

納付する必要があります。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額

による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

 **９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得について

　<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html>